

## 住宅要件

- 補助対象者自らが居住する市内の住宅であること。
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられていない住宅であること。
- 住戸専用面積（壁芯からの測定）が次に定める面積以上であること。
  - 戸建住宅 75㎡
  - 共同住宅および長屋建住宅 55㎡

## 対象要件

- 2世代：子世帯が夫婦共に満40歳未満であること。
- 3世代：子世帯が夫婦共に満40歳未満、その子どもが義務教育修了前の者(出産予定を含む。)
- 子世帯が市外から転入・住民登録してから**6か月以内**であること。
  - ※ 転入する直前に1年以上継続して市外に居住・住民登録をしていたこと。
  - ※ 3年以上継続して補助対象住宅に居住する見込みであること。
- 同居または近居する親世帯が、1年以上継続して伊丹市に居住・住民登録していること。
- 子世帯・親世帯が市税を滞納していないこと。
- 子世帯もしくは親世帯のいずれかが補助対象経費を負担していること。

## 手続きの流れ

【申請者】  
申請

【市】  
書類審査

【市】  
交付決定

【申請者】  
交付請求

【市】  
振込み

- ・ 申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、開庁時間(平日午前9時から午後5時30分まで。土日祝日と12月29日から1月3日は除く)内に住宅政策課に直接提出してください。※郵送不可
- ・ 申請書とアンケートは住宅政策課(市役所5階北側)、各支所分室等で配布するほか市ホームページにも掲載しています。※HPにてダウンロード可
- ・ 同一の住宅について複数回申請された場合は全ての申請を無効とします。
- ・ 申請日の時点で要件を満たしている必要があります。
- ・ 下記の提出書類が揃っていない場合は受付が出来ませんので、ご注意ください。

※発行書類間違いや記入漏れにご注意ください。

**伊丹市転入促進事業補助金交付申請書(誓約書含む)と①から⑦および◆マークの申請内容に応じた書類が必要となります。**

- ① 子世帯及び親世帯の世帯全員の住民票の写し
- ② 子世帯が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる世帯全員分の戸籍の附票、又は世帯全員分の住民票除票の写し等
- ③ 出産予定の子どもがいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し
- ④ 子世帯と親世帯の関係が分かる戸籍謄本(全部事項証明書)等
- ⑤ 子世帯及び親世帯の世帯全員の納税証明書(最新版)※ただし、所得税法第2条第1項第33号の規定による扶養の対象となっている等、課税されていない方は、その証明となる書類(非課税証明書等)
- ⑥ 住居専用面積の分かる書類と補助対象住宅の位置図
- ⑦ アンケート

### ◆引越し費用の場合

- ・ 領収書と料金明細の原本(引越業者発行のもの)

### ◆賃貸住宅の場合

- ・ 賃貸借契約書の原本(当初契約・変更契約全て)
- ・ 賃貸借契約に要する経費(礼金・権利金・仲介手数料等の費用)がわかる書類
- ※ 敷金等、将来において返還される費用は対象外です。

### ◆住宅を取得する場合

- ・ 建物登記簿の全部事項証明書
- ・ 住宅の売買契約書または工事請負契約書の原本(当初契約・変更契約全て)

### ◆リフォーム工事(10万円以上)の場合

- ・ 建物登記簿の全部事項証明書
- ・ 対象工事の契約書と領収書の原本(当初契約・変更契約全て)
- ・ 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類
- ・ 対象工事を行った部分の施工前と施工後の状態が確認できる写真

### ◆除却の加算の場合

- ・ 建物除却経費(既存建物の除却費用等)がわかる書類等
- ・ 対象工事を行った部分の施工前と施工後の状態が確認できる写真

